

平成 28 年度答申第 3 号
平成 29 年 1 月 20 日

印西市長　板倉正直様

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会長　伊藤義文

コンビニエンスストア等における住民票等の自動交付サービスに係る
通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報
の提供について（答申）

平成 28 年 9 月 16 日付け印西市民第 323 号で諮問がありましたのこと
について、下記のとおり答申します。

記

1 結論

コンビニエンスストア等（以下「コンビニ等」という。）における住民
票等の自動交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）に係る通信回
線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供につ
いては妥当と判断する。

ただし、実施機関において、コンビニ等従業員の守秘義務の順守、ある
いはコンビニ等における機器の設置状況等、コンビニ交付の発行場所にお
ける個人情報保護措置及びセキュリティ対策を継続的に点検し、問題があ
る場合には、是正措置を求め、個人情報の保護を確実なものとすることを
要望する。

2 実施機関の説明

- (1) 実施機関では、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入を契
機に平成 29 年 7 月 3 日からコンビニ交付を導入する予定である。

コンビニ交付は、市民がマイナンバーカードを利用し、全国のコンビニ等に設置されているキオスク端末、マルチコピー機を操作して、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書及び課税（非課税）証明書の交付を受けることができる仕組みである。これにより、市の区域を超えて、また、市役所の開庁時間外でも証明書を取得することが可能となり、市民の利便性向上及びマイナンバーカードの交付促進に繋がるものである。

- (2) コンビニ交付の実施に当たり、市が各コンビニ等事業者と直接契約することではなく、市は、地方公共団体情報システム機構（以下「J－LIS」という。）と委託契約を締結し、J－LISが構築・運用を行う証明書交付センターの広域交付サーバと市が新たに設置する証明発行サーバを通信回線により結合するものである。
- (3) 個人情報の保護において、主に次に掲げる措置を講じる。
 - ① コンビニ交付では、本人がキオスク端末にマイナンバーカードを挿入し、登録された暗証番号を入力することにより個人認証が行われる。
 - ② キオスク端末から出力される証明書には偽造・改ざん防止処理が施され、かつ、証明書データは、印刷が終わると消去され、端末には保存されない仕様となっている。
 - ③ マイナンバーカードの取り出し後に証明書が発行されるなどの手順を踏むことにより、取り忘れ防止を図り、音声案内も行うものとなっている。
- (4) 技術的な安全対策として次に掲げる措置を講じる。
 - ① J－LISが運用する証明書交付センターと市が設置する証明発行サーバを接続する回線は、行政専用の回線であるLGWAN回線を使用する。また、回線内の通信は暗号化し、ネットワークの接続ポイントにはファイヤーウォール等の侵入防止システムを設置し、不正アクセスを防止する。
 - ② J－LISからの通信は、証明発行サーバまでであり、住民情報系システムとは通信できない構成となっている。また、アプリケーションはJ－LISが開発したコンビニ交付専用のシステムを利用する。
 - ③ 証明発行サーバはJ－LISが定める「証明書交付サービス仕様書」に記載される要件を満たさなければならないため、セキュリティは確保されている。
- (5) 証明書交付センターの役割は、地方公共団体と各コンビニ等事業者のシステムを直結するのではなく、その間に「証明書交付センターシステム」を設けて、一括に取り扱うことにより、地方公共団体及び各コンビニ等事

業者の負担を軽減し、全体としての経費軽減を図るものである。

3 審査会の判断理由

実施機関の説明によれば、コンビニ交付に関する申請から交付までの流れは、次のとおりである。市民が、コンビニ等においてキオスク端末にマイナンバーカードをセットし、4桁の暗証番号及び請求に係る証明書の種類等の必要事項をガイダンスに従って入力する。入力された申請情報は、専用回線（ただし仮想である。）で接続された証明書交付センターを経由し、L G W A N回線で市の証明発行サーバに送信され、同サーバにおいて証明書情報を作成し、当該情報がキオスク端末に送信され、偽造・改ざん防止処理が施された証明書が発行されることとなる。

マイナンバーカードの有効性の認証については、申請情報が送信されたJ－L I Sの公的個人認証サービスセンターにおいて検証されることとなり、カードの有効性が確認できた場合のみ証明書が発行されることになっている。

コンビニ交付では、キオスク端末で申請から交付までのすべての操作を市民本人が行うこととされているため、コンビニ等の従業員等が介在する余地はなく、また、通信上に一部仮想を含むものではあるが、専用線が用いられることや、端末上のデータ消去等のセキュリティも確保され、制度上は個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる。

したがって、本件諮問に係る個人情報の第三者提供については妥当と判断する。

もっとも、審査会では、実際のコンビニ交付場所において、キオスク端末の操作方法がわからない場合等に、コンビニ等の従業員の介在は有り得るのではないかとの疑問が呈された。これに対し実施機関は、防犯カメラの設置による犯罪等の抑止措置が取られていること、及びコンビニ交付に関する契約において、コンビニ等の従業員の順守事項が取り交わされると説明する。

しかしながら、コンビニ等の従業員の雇用の実態、同店舗設置のマルチコピー機の管理状況の実態からすると、結論に示したとおり、実施機関において、コンビニ等従業員の守秘義務の順守、あるいはコンビニ等における機器の設置状況等、コンビニ交付の発行場所における個人情報保護措置及びセキュリティ対策を継続的に点検し、問題がある場合には、是正措置を求め、個人情報の保護を確実なものとする必要があるものと判断する。

また、当審査会としては、今後運用上の問題が発生した場合には、コンビニ交付手続きに関する点検方法及び監督方法の見直しを行う体制をとることを求める。

答申に関与した委員

伊藤義文、土肥紳一、武田好子、大杉洋平、柳橋幸雄